

事例表 3

雇用保険二事業における各事業の実施状況

事業名 (事業番号)		失業給付受給者等就職援助対策費 (20-004)				
実施主体		公共職業安定所				
事業概要		失業給付受給者等に対する早期再就職の促進を図るため、各種の支援を実施 ・個別求人開拓の実施 ・公共職業安定所の求人情報閲覧体制の整備 ・就職支援セミナーの集中的実施 ・生活関連情報提供サービス事業の実施 ・職業相談員(適職選択支援担当)による支援の実施 ・長期失業者防止策				
年 度		平成 17	18	19	20	21
予算額 (千円)		14,048,517	8,030,898	6,467,228	7,168,105	6,504,388
目 標 と 評 価	目 標	受給資格者のうち早期に就職した者(所定給付日数の3分の2以上を残して就職)の比率15%以上	受給資格者のうち早期に就職した者(所定給付日数の3分の2以上を残して就職)の比率16%以上	雇用保険受給資格者の早期再就職割合30%以上	雇用保険受給資格者の早期再就職割合31%以上	雇用保険受給資格者の早期再就職割合24%以上
	実 績	未達成(実績14%)	未達成(実績15.1%)	未達成(実績29.6%)	未達成(実績24.0%)	—
	目 標 の 達 成 度 合 い				目標達成率77%	
	事 業 執 行 率	就職支援セミナーの受講者数 100% (798,170人 / 800,971人)	就職支援セミナーの開催回数 154%(40,650回 / 26,472回)	就職支援セミナー開催回数 (基本及び演習コースにかかるもの) 101%(17,348回 / 17,172回)	就職支援セミナー開催回数 (基本及び演習コースにかかるもの) 142%(14,611回 / 10,290回)	—
評価結果		雇用福祉事業としては廃止。(要因分析の上、事業自体の廃止又は見直しが必要。)	X	C	C	—

〈調査結果〉

1 本来業務との関係(項目1(1)-ウ関係)

本事業は、「失業給付受給者等に対する早期再就職の促進を図るため、各種の支援措置を

行う」とされており、雇用保険事業の附帯事業としての合目的性については、「失業の予防又は早期解消」という面で合致している。

しかしながら、「個別求人開拓の実施」（非常勤職員の職業相談員の一類型である個別求人開拓推進員による）、「安定所の求人情報閲覧体制整備」、「職業相談員による支援」など、本事業にかかる業務内容は、安定所の本来業務とし、安定所職員が従来から実施していたものである。それぞれの概要は、以下のとおりである。

- ① 「個別求人開拓の実施」については、特定求職者の希望する求人の開拓を実施するものであるが、「行政減量・効率化有識者会議（第4回）」（平成18年3月16日開催）の厚生労働省の提出資料によると、個別求人開拓は「職業紹介担当者が求職受理・職業相談の過程で把握した個々の求職者の条件・ニーズに応じて、求人開拓を行うものであり、職業紹介と一連の業務として実施されることから、国が公務員により実施する必要がある。」とされている。また、個別求人開拓は、前述のとおり職業紹介の一連の業務であるが、職業紹介については、「ILO第88号条約に基づいて、公務員による実施が明確に求められている。」とされており、職業紹介関係業務に従事している職員数は、非常勤職員を除いた6,000人と回答している。

このように、非常勤職員を除いた、「国の公務員が従事し実施」と回答しているにもかかわらず、実際には、非常勤の職業相談員である個別求人開拓推進員が業務を実施している。

また、「職業相談員による支援」（非常勤職員の職業相談員の一類型である職業相談員（適職選択支援担当）によるもの）についても、安定所全体の窓口案内に徹しているという補助的な面が強い。

今回、調査した5労働局（北海道、東京、広島、香川及び福岡）において、職業相談員（適職選択支援担当）が配置されていない安定所では職員が実施しており（広島）、個別求人開拓推進員及び職業相談員の業務と安定所職員が行う個別求人開拓業務及び適職選択支援業務は同じもの（福岡）という状況がみられた。これについて、厚生労働省は、「職業相談員は職員の指揮命令の下、安定所業務の一部を行うものであり、業務の重複は当然あり得る」としている。

- ② 長期失業者防止策について、「長期失業者防止策は、様々な施策を通じて行う安定所の本来業務であり、具体的に何を指しているのか不明」（広島）という意見が聞かれた。また、厚生労働省本省で把握している長期失業者防止策の内容は、「職務経歴書の書き方」というテキストの活用であり、長期失業者の防止のみに限定されるものとは考えられず、対象が幅広いものとなっている。
- ③ 安定所の求人情報閲覧体制の整備では、安定所全体の求人検索システムの整備及び維持費として計上、支出している労働局（北海道及び香川）がみられた。

また、香川労働局においては、平成17年度から20年度までの間、18年度のみ本事業から安定所の求人閲覧体制の整備に係る経費として、予算を計上、支出したが、他の年度においては、本事業ではなく、「求人情報自己検索システム経費」として別途予算が計上、支出されており、必ずしも本事業から予算を計上し支出しなければならないというわけではない。

表1 失業等給付就職援助対策費の求人情報自己検索装置に係る経費の推移（香川労働局）

（単位：千円）

	平成17年度	18年度	19年度	20年度
予算額	67,756	46,000	47,443	56,998

（注）1 厚生労働省資料に基づき当省が作成した。
2 前述のとおり、平成18年度以外は他の経費から支出されている。

なお、「雇用保険制度の在り方に係る議論の整理」（平成18年2月雇用保険基本問題研究会）によると、「雇用対策に係る役割分担（どこまで雇用保険三事業で行うか）を明確にすべき」という論点が提起されている。

しかしながら、厚生労働省本省によると、「雇用対策については、一般会計で支出できるのは当然である一方、雇用勘定で支出可能な事業については、一般会計と雇用勘定のそれぞれの負担で実施すべき事業もあることから、一般会計、雇用勘定のどちらか一方のみの負担とすることは難しい」としていることから、本事業は、雇用対策に係る役割分担が依然として明確となっていない現状を顕著にした例といえる。

2 職業相談業務の実施状況（項目2-I関係）

本事業においては、「個別求人開拓推進員」及び「職業相談員（適職選択支援）」の2種類の職業相談員が設置されている。

このうち、個別求人開拓推進員の業務については、「個別求人開拓推進員設置要領」（「就職支援プログラム事業の実施について」（平成20年3月31日付け職発第0331014号各都道府県労働局長あて厚生労働省職業安定局長通知、別添「就職支援プログラム実施要領」別紙2。以下「設置要領」という。))に基づき、表2のとおりとされている。

表2 個別求人開拓推進員の業務内容

<p>① 職員又は早期就職専任支援員（就職ナビゲーター。以下「ナビゲーター」という。）が、特定の求職者について、履歴書、職務経歴書その他当該求職者の職歴等を示す資料及び当該求職者の希望条件を付して、その採用を希望する求人の開拓を依頼するものについて、求人開拓を実施する。</p> <p>② 職員又はナビゲーターから、特定の事務所への就職を希望する求職者のために、その職歴等の情報を活用した当該事業所の求人開拓を依頼するものについて、求人開拓を実施する。</p> <p>③ 求職情報の公開を希望する求職者の情報を活用し、求人者に対し、これらの求職者情報を提供しつつ求人開拓を実施する。</p> <p>④ 求人開拓に際し、求人者が特定の求職者との面談等を希望する場合には、その旨を職員に連絡しリクエスト紹介の実施を求めるとともに、当該求人者と求職者の間のリクエスト紹介に関する事務の補助を実施する。</p>

（注）厚生労働省の資料に基づき作成した。

しかし、今回、調査した5労働局管内の安定所の中には、以下のとおり、個別求人開拓推進員に、設置要領には定められていない職業相談及び職業紹介業務を行わせているもの、適切な配置が行われていないと思われるもの、個別求人開拓推進員の業務実績を把握していないもの等の事例がみられた。

(北海道労働局)

札幌安定所においては、平成20年度に個別求人開拓推進員を5人配置している。しかし、表3のとおり5人中4人が求職者対応を行う職業相談部門に配置され、主に職業相談・職業紹介業務を担当し、本来業務である求人開拓業務を行っていない。

本件について、札幌安定所は、「①求職者相談・職業紹介業務等におけるマンパワーが必要である、②職業相談部門においても求人と求職のマッチング支援業務を担当しており、求人对応業務と無関係ではないため、個別求人開拓推進員を求職者相談・職業紹介部門で活用している」としている。

表3 個別求人開拓推進員の配置部署及び業務内容（札幌安定所）

(単位：人)

配置部署、業務内容		年 度			
		平成 17	18	19	20
職業相談第2部門 (本所)	求職者相談・職業紹介、求人情報提供等	—	1	1	4
専門援助第2部門(本所)	求職者相談・職業紹介、外国人・中国引揚者の職業相談、職業訓練の相談・受講指示等	1	—	—	—
職業相談第3部門 (北4条相談コーナー)	Uターン希望者の職業相談・職業紹介、キャリア交流プラザ事業の勧奨等	—	4	—	—
職業相談第3部門 (就職支援センター)	雇用保険受給者で早期に就職を希望する者への支援(個別相談)	5	4	—	—
職業相談第4部門 (札幌人材銀行)	管理職、技術職、専門職を希望する求職者の相談、職業紹介及び求人受理	<u>5</u>	—	—	—
北3条出張所 (ハローワークプラザ札幌)	求人情報の提供、職業相談・職業紹介	4	—	—	—
<u>事業所第1部門(本所)</u>	<u>新規求人受理、求人自己検索システムの求人票処理等</u>	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>1</u>
<u>事業所第2部門(本所)</u>	<u>高齢者、障害者雇用確保、福祉人材確保、建設雇用改善等</u>	<u>4</u>	—	—	—
合 計		<u>22</u>	11	3	5

(注) 1 当省の調査結果による。

2 下線は、求人对応業務を行っている個別求人開拓推進員を示し、当省が付した。

また、札幌安定所において、求人開拓業務を担うとされている職業相談員の配置数は、表4のとおり推移しており、平成20年度において配置された20人のうち、事業所第1部門に配置され、実際に事業所訪問等を行い求人開拓業務に携わっている者は、i) 個別求人開拓推進員1人、ii) キャリアサポーター2人、iii) 季節労働者就労支援ナビゲーター2人、iv) 有期実習型求人開拓推進員2人、v) 職業相談員(障害者求人開拓担当)1人、計8人(これらのほか職員5人)となっているが、それぞれの業務分担は特に定められておらず、求人開拓に係る業務実績も相談員別・職員別に把握されていないなど、全般に、求人開拓業務を担う相談員の業務内容や役割分担があいまいであり、目的どおりの配置状況にあるとはいえない。

表4 求人開拓業務を担うとされている職業相談員の配置数（札幌安定所）

（単位：人）

職業相談員	事業番号	平成17年度	18年度	19年度	20年度
個別求人開拓推進員	20-004	22	11	3	5(1)
求人開拓推進員	20-071	0	4	0	0
キャリアサポーター	20-081	—	—	8	6(2)
季節労働者就労支援ナビゲーター	20-023	—	—	4	4(2)
有期実習型求人開拓推進員	20-111	—	—	—	2(2)
職業相談員（障がい者求人開拓担当）	一般会計	—	2	2	3(1)
計		22	17	17	20(8)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 事業番号は、厚生労働省が付した平成20年度における雇用保険二事業に含まれる事業の整理番号である。

3 () 内は、事業所第1部門に配置され、実際に事業所訪問等を行い求人開拓業務に携わっている者の数で、内数である。

さらに、個別求人開拓推進員の活動実績を測る指標の1つである接触事業所数について、平成18年度及び19年度における安定所別の実績をみると、表5のとおり、苫小牧安定所のように、1人当たり年間806事業所と接触している安定所がみられる反面、札幌、室蘭及び千歳安定所のように個別求人開拓推進員による求人開拓実績を把握・集計していない安定所がみられる（いずれも平成19年度）。

この点について、北海道労働局は、「個別求人開拓推進員は求人開拓部門に配置され、求人開拓業務に当たることが原則ではあるものの、求人者と特定の求職者との間のマッチングを行う業務を担う側面があり、求人開拓推進員やキャリアサポーター等他の相談員の配置状況によっては、職業紹介部門へ配置し、職業相談等の求職者対応に当たらせている安定所もある」としている。

表5 個別求人開拓推進員が接触した事業所数の実績（北海道労働局）

(単位：人、件)

年度 安定所	平成18年度			19年度		
	配置数	接触事業数	1人当たりの件数	配置数	接触事業数	1人当たりの件数
	A	B	B/A	A	B	B/A
札幌	11	2,725	247.7	3	—	—
函館	3	1,494	498.0	1	154	154.0
旭川	7	2,480	354.3	4	1,615	403.8
北見	3	1,914	638.0	2	1,541	770.5
小樽	3	1,313	437.7	2	1,486	743.0
滝川	3	866	288.7	2	299	149.5
釧路	0	—	—	1	188	188.0
室蘭	4	—	—	2	—	—
岩見沢	2	137	68.5	2	652	326.0
岩内	0	—	—	1	727	727.0
浦河	1	257	257.0	1	131	131.0
苫小牧	6	3,923	653.8	2	1,612	806.0
根室	2	770	385.0	1	689	689.0
札幌東	3	1,255	418.3	3	928	309.3
札幌北	5	1,487	297.4	3	1,738	579.3
千歳	1	—	—	1	—	—
計	54	18,621	344.8	31	11,760	379.4

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成18、19年度に個別求人開拓推進員を配置している安定所のみ計上した。

3 網掛部分は実績を把握していない安定所を示す。

(広島労働局)

広島労働局管内の安定所における、個別求人開拓推進員の実績は表6のとおりとなっており、安定所の中には、他の安定所に比べ、極端に実績が低いものがみられる。この理由について、広島労働局は、「個別求人開拓推進員が求人開拓した実績は、毎月、他の職業相談員や職員の求人開拓実績とともに各安定所において取りまとめ、広島労働局に報告されるが、安定所によっては、実績の取りまとめに当たって、個別求人開拓推進員が開拓した求人件数を個別求人開拓推進員の実績欄に計上せず、他の欄に計上しているものがあると聞いている。このようなこともあって、極端に実績が上がっていない安定所が発生しているものと考えられる。求人開拓実績の集計方法について、安定所を指導したい」として

表6 個別求人開拓推進員の求人開拓実績の推移（広島労働局）

（単位：人、所、件）

年度 安定所	平成 18 年度				19 年度			
	配置数	接触事業 所数	求人開拓 件数	求人数	配置数	接触事業 所数	求人開拓 件数	求人数
広島	6	863	77	95	3	395	85	117
呉	2	41	34	42	2	32	18	25
尾道	2	1,004	932	1,699	1	197	127	228
福山	3	382	5	6	1	52	0	0
三原	2	228	49	112	—	—	—	—
三次	1	83	48	58	—	—	—	—
可部	1	40	20	29	—	—	—	—
府中	1	107	79	198	—	—	—	—
広島東	1	53	24	45	1	57	51	55
廿日市	1	45	64	106	1	31	52	93
計	20	2,846	1,332	2,390	9	764	333	518

（注）1 当省の調査結果による。

2 平成 18、19 年度に個別求人開拓推進員を配置している安定所のみ計上した。

3 網掛部分は他の相談員の開拓実績に含まれていることから、個別求人開拓推進員の実績が低調となっている可能性のあるものを示す。

（香川労働局）

高松安定所では、平成 20 年度において個別求人開拓推進員を 2 人配置している。しかし、表 7 のとおり、19 年度に事業所部門に配置された 2 人のうちの 1 人が事業所訪問による求人開拓を行っていた以外は、職業相談の実施や内部の事務処理など本来業務ではないものが大半を占めており、個別求人開拓については、電話開拓により業務量の 2 割程度を充てているに過ぎない。

なお、個別求人開拓は、事業所訪問によるものではなく、電話で開拓しており、実施件数、求人開拓件数等を記録していないため、業務実績が不明となっている。

本件について、高松安定所は、「ごく最近では雇用情勢が変わったが、高松安定所管内では、近年、求人が多い状況にあり、事業所からの求人に対する内部の事務処理が多忙であったため、個別求人開拓推進員は内勤業務が中心となっていた。また、職業相談には、職員、職業相談員を問わず、全員で対応する必要があり、このような業務の実施状況となっているのはやむを得ない」としている。

表7 個別求人開拓推進員の配置部署及び業務内容（高松安定所）

年 度	配置 人員	配置部署（人数）	主な業務内容
平成 18	4	しごとプラザ（4）	しごとプラザに来訪する求職者への相談に従事。相談内容により、一部電話開拓を実施。
19	4	①職業相談部門（1）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 求職者への職業相談の実施（業務量の7～8割） ・ 個別求人開拓（業務量の2～3割） （求職者から、就職したい会社名等を具体的に示された場合に、電話開拓を実施）
		②事業所部門（2）	i) 事業所訪問による求人開拓に従事。ただし、個別求人開拓に限らず、広く求人開拓を行っていた（個別求人開拓に係る件数等は不明）。 ii) 各種相談員等の事業所訪問による求人開拓に係る求人票の作成、整理等の事務処理（業務量の約8割）と、有効期限が到来した求人についての、継続の要請等による求人開拓（業務量の約2割） （当該企業からの問い合わせに対するものを含むもので、求職者の個別事情に対応した個別求人開拓というより、一般的な求人開拓というべきもの。）
		③しごとプラザ（1）	（18年度と同様）
20	2	①職業相談部門（1）	（19年度と同様）
		②事業所部門（1）	（19年度のii）と同様）

（注）当省の調査結果による。